

仙台明治青年大学クラブ運営細目

1. 目 的

生涯学習をよりよく実のあるものとし、生きがいを感じ、心も体も健やかにするため、趣味の同好者でクラブを設ける。

2. 組 織

4月30日在籍学生数10名以上の同好者で組織する。

3. クラブの設立、解散

(1) 設 立

同好会組織が1年以上経過し、十分な活動実績が認められる場合、運営委員会で審議して設立を承認する。

(2) 解 散

組織人員が10名未満となった時、又は、クラブの総意で活動不能と判断した時、運営委員長にクラブの解散を届出すること。

尚、同好会として継続する時は、運営委員長に届出すること。

4. 運 営

クラブは、自主的に運営し活動を行う。

5. 経 費

クラブの経費は、助成金及び会費等を充てる。

6. 役 員

クラブの運営を行うため、部長1名を置く。又、クラブの規模により、他の役員を置くことができる。

7. 報 告

(1) 部員名簿・クラブ活動計画表

毎年、部員名簿及び次年度の活動計画表を4月30日までに総務部に提出のこと。

(2) 会 則

会則を変更したときは、その都度総務部に提出のこと。

8. 運営細目の改正

この運営細目の改正は、運営委員会で出席人員の過半数の賛成で決定する。

平成 9 年 12 月 17 日 制 定

平成 14 年 7 月 31 日 一部改正

平成 17 年 11 月 9 日 一部改正

平成 25 年 4 月 17 日 一部改正

令和 5 年 7 月 13 日 一部改正